

現下の感染状況を踏まえた発熱者等への診療について
(中部圏域における対応)

R4.7.19 倉吉保健所

1. 発熱等の症状を訴える患者から相談があった場合

- (1) 発熱外来等を受診され、新型コロナウイルス感染症への罹患が疑われる患者に対しては、療養期間（発症日から10日間）も御考慮いただき、解熱鎮痛剤、鎮咳剤等の薬剤（以下「対症薬」）について適当な日数分の処方をお願いします。（保健所による確認検査を待つことなくご対応ください）

※療養期間中に対症薬がなくなり、再度の受診を希望される事例が散見されるため。

- (2) 既に陽性者・濃厚接触者となっている者から受診の依頼があった場合は、保健所の介入を待つことなく、電話診療等により対応していただくようお願いいたします。

◆保健所への報告は必要ありません。

◆患者が陽性者であるかどうかは本人に確認していただくようお願いいたします。本人から確認することが難しい場合は下記問い合わせ先までお問い合わせください。

◆電話診療等が難しい場合は対面診療を行うことも可ですが、感染対策を実施していただくとともに、受診する陽性者・濃厚接触者には診療所等以外に立ち寄らないよう指導していただくようお願いいたします。

- (3) 調剤を行う薬局は各病院・診療所において直接選定し依頼していただくようお願いいたします。

◆薬剤の配達が可能なのは別添のとおりです。

- (4) これまでは自宅待機者・在宅療養者が受診を希望する場合、保健所において調整を行ってまいりましたが、今後は原則として調整を行いません。かかりつけ医に相談するよう案内させていただきますので、可能な限り診療対応していただくようお願いいたします。**なお、肺炎の発症等、重症化が疑われる場合は、下記相談センター（0858-23-3135）に相談するようご指導をお願いします。**

2. 経口抗ウイルス薬の処方について

- (1) 重症化リスク因子のある有症状の患者に対しては、経口抗ウイルス薬の処方も御考慮ください。

◆経口抗ウイルス薬の処方にあたり製造販売業者が開設するポータルサイトへの登録をお願いします。（院外処方する医療機関も登録が必要です）

ラゲブリオ登録センター <https://www.msconnect.jp/products/lagevrio/>

※これまで厚生病院におけるメディカルチェックの際に処方を行ってまいりましたが、患者数の増大により重症化リスク因子のある者でもメディカルチェックを行うことが難しくなっているため、経口抗ウイルス薬の処方について御協力ください。

- (2) 重症化リスク因子（R4.6.30 現在）

- | | | |
|------------------|----------------|----------------------|
| ・ 65歳以上の高齢者 | ・ 心血管疾患 | （・ 妊娠後半期→メディカルチェックへ） |
| ・ 悪性腫瘍 | ・ 脳血管疾患 | ・ ステロイドや生物学的製剤の使用 |
| ・ 慢性呼吸器疾患（COPD等） | ・ 脂質異常症 | ・ HIV感染症 |
| ・ 慢性腎臓病 | ・ 肥満（BMI30以上） | （特に CD4 <200/μL） |
| ・ 糖尿病 | ・ 喫煙 | |
| ・ 高血圧 | ・ 固形臓器移植後の免疫不全 | |

【問い合わせ先】

受診相談センター（電話：0858-23-3135 FAX：0858-23-4803）